

令和8年7月1日施行の制度改正に伴う再審査の申立について

R8.6.30 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

経営事項審査制度の一部改正(令和8年2月6日公布、令和8年7月1日施行)に伴い、要件に該当する場合は建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき再審査の申立を行うことができます。
該当要件や申立の手続等については、下記のとおりとなります。

1. 制度改正の内容について

改正内容は下記のとおりとなります。

下記①～④の詳細については、資料「経営事項審査の主な改正事項(令和8年7月1日施行)」にて確認してください。

①雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況の項目を削除(旧項番41～43)

②建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言に係る項目の新設(新項番52)

→要件を満たすことにより、**5点の加点**となります。

③建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に係る項目の配点の見直し(新項番51/旧項番54)

→「民間工事を含む全ての建設工事において実施している場合」「全ての公共工事において実施している場合」の配点につき、いずれも**改正前から5点減**となります。

④建設機械の所有及びリース台数に係る項目において、対象となる建設機械の追加(新項番62/旧項番64)

→「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」が新たに対象となります。

⑤技術職員名簿における資格区分「703」「704」において、対象となる能力評価基準の追加

→別添「能力評価基準の追加」を参照してください。

※**上記②④⑤の内容に限り再審査の申立の対象となります。**

なお、③について、再審査の対象となる受審済の経営事項審査(以下、「当初経審」という)において**当該項目(新項番51/旧項番54)に係る加点評価を得ていた場合、再審査の申立により5点減の適用を受けることとなります**ので留意してください。

2. 再審査の申立の要件について

下記1)及び2)のいずれにも該当する場合に、近畿地方整備局に対して再審査の申立を行うことができます。

1) **再審査の申立を行う日において**、当初経審に係る「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下、「結果通知書」という)の**有効期限が切れていないこと**

→「結果通知書」の有効期限は当該経審の審査基準日から1年7ヶ月後の日となります。

2) **再審査の申立を行う日において**、**近畿地方整備局にて国土交通大臣の建設業許可を受けていること**

→建設業法施行規則第20条第5項の規定により、再審査の申立は当初経審を受審した行政庁に関わらず、再審査の申立を行う日における許可行政庁に対して行う必要があります。
そのため、当初経審を他の行政庁にて受審し、その後近畿地方整備局にて国土交通大臣許可を受けた場合は、近畿地方整備局に対して再審査の申立を行ってください。
当初経審を近畿地方整備局にて受審し、その後他の行政庁にて建設業許可を受けた場合は、近畿地方整備局では手続を行うことができませんので、現許可行政庁に対して再審査の申立を行ってください。

3. 提出書類について

再審査の申立にあたっては、「申請の手引き」【本編】及び【資料編】(令和8年7月改訂版)の内容を確認の上、下記の書類を提出してください。

(電子による再審査の申立においては、下記 iii ~ vii の確認書類をJCIPにて提出してください)

「申請の手引き」については、いずれも旧版(令和6年12月版)から全面的な改訂を行っています。
なお、再審査の申立及びこれに基づく「結果通知書」の交付につき、手数料は不要です。

i) 「経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書」 [20001帳票]

ii) 「その他の審査項目(社会性等)」 [20004帳票]

- ・別添「再審査の申立に係る各帳票の記入例」を参照してください。
- ・記入例にて「当初経審と同一の内容を記入する」旨を示した項番について、当初経審と異なる内容の記載があった場合は、補正対応の連絡を行うことなく職権にて訂正を行います。

iii) 委任状(原本) ※行政書士等による代理申請の場合

- ・「再審査の申立」に係る委任がなされている旨が明記されたものを提出してください。
- ・「結果通知書」を代理受領する場合は、「再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の受領」の委任がなされている旨を明記してください。

iv) 当初経審に係る「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し

v) 新項番52に係る確認書類

- ・上記1. ②にて評価を受ける場合に提出してください。
- ・確認書類の作成方法等については、「申請の手引き【本編】」にて確認してください。

vi) 新項番62において新たに評価対象となる建設機械に係る確認書類

- ・上記1. ④にて評価を受ける場合に提出してください。
- ・「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」以外の建設機械を追加することはできません。
- ・確認書類の作成方法等については、「申請の手引き【本編】」にて確認してください。

vii) 資格区分「703」「704」の能力評価基準の追加に係る「技術職員名簿」 [20005帳票] 及び確認書類

- ・上記1. ⑤にて評価を受ける場合に提出してください。
なお、技術職員名簿への記載方法や提出書類につき、あらかじめ下記【留意事項】の※欄に記載の担当まで連絡してください。

【留意事項】

- ・**上記1. ②④⑤以外の内容に係る再審査の申立(申請内容の変更)はできません。**
- ・確認書類のうち**近畿地方整備局が独自に定めた様式(上記viに係る様式)については、必ず改定後の新様式(様式D・様式E)にて作成の上、提出してください。**
改定前の旧様式にて提出がなされた場合、新様式による再提出を求める場合があります。

※当初経審を他の行政庁にて受審し、現在近畿地方整備局にて国土交通大臣許可を受けていることにより近畿地方整備局に対して再審査の申立を行う場合は、上記以外にも提出を要する書類がありますので、**あらかじめ下記担当まで連絡してください。**

・近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 経審担当 TEL: 06-6942-1141

4. 再審査の申立期間について

建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、下記の期間において再審査の申立を行うことができます。

- 申立期間 **令和8年7月1日から令和8年10月28日まで**
(持参による提出の場合は、令和8年10月28日午後4時30分まで)

※**上記期間後に近畿地方整備局に再審査の申立に係る書類一式が到達した場合は再審査の対象外となります**ので留意してください。

5. 再審査の申立に係る審査期間について

- 書面による再審査の申立の場合は、近畿地方整備局において再審査の申立に係る書類一式の受付を行った日から概ね30日程度(※)で「再審査の申立に係る結果通知書」を発行します。
 - JCIP(電子)による再審査の申立の場合は、近畿地方整備局において再審査の申立のデータの受付を行った日から概ね2週間程度(※)で「再審査の申立に係る結果通知書」を発行します。
- ※いずれも申請者側における補正対応期間の日数を除く

6. 再審査の申立に係る「結果通知書」の取扱いについて

「再審査の申立に係る結果通知書」の日付は、**実際に通知を行う日**となります。
(当初経審に係る「結果通知書」の日付に遡って通知するものではありません)

当初経審に係る「結果通知書」を公共工事の発注機関に提出済である場合、**「再審査の申立に係る結果通知書」の取扱いについては申請者にて各発注機関に確認してください。**

再審査の申立に係る各帳票の記入例

「経営規模等評価の申請」に係る文言を二重線で抹消する

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
 総合評定値請求書

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

【項番02】【項番03】及び【項番07】～【項番15】には再審査申立時点の状況を記入する

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

近畿地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~ 殿

申請者 _____

| | | | |
|-------------------|----|--|------------------------------------|
| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 土木事務所コード整理番号 |
| 申請年月日 | 01 | 令和 年 月 日 | - |
| 申請時番号 | 02 | 大臣コード 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 | 許可年月日 年 月 日 |
| 前回の申請時番号 | 03 | 大臣コード 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号 | 許可年月日 年 月 日 |
| 審査基準日 | 04 | 令和 年 月 日 | 再審査の申立の対象となる当初経審の審査基準日を記入する |
| 申請等の区分 | 05 | 4 | 「4」（経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求）を記入する |
| 処理の区分 | 06 | | 再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する |
| 法人又は個人の別 | 07 | 3 (1. 法人) 4, 5, 10 (千円) 14, 15, 20, 25 | |
| 商号又は名称のフリガナ | 08 | 3, 5, 10, 15, 20, 25 | |
| 商号又は名称 | 09 | 3, 5, 10, 15, 20, 25 | |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 10 | 3, 5, 10, 15, 20, 25 | |
| 代表者又は個人の氏名 | 11 | 3, 5, 10 | |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 12 | 3, 5 | |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | 3, 5, 10, 15, 20, 25 | |
| 郵便番号 | 14 | 3, 5, 10, 15, 20 | 電話番号 |
| 許可を受けている建設業 | 15 | 3, 5, 10, 15, 20, 25, 30 | (1. 一般) (2. 特定) |
| 経営規模等評価等対象建設業 | 16 | 3, 5, 10, 15, 20, 25, 30 | 再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する |

再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する

申請者 _____

項番 1 7 3 5 10 13

自己資本額 (千円) (1. 基準決算)
2. 2期平均

| | |
|---------|--|
| 基準決算 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) |
| 直前の審査平均 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) |

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

| 審査対象事業年度 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 |
|--|--|
| 営業利益 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) | 営業利益 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) |
| 減価償却実施額 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) | 減価償却実施額 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円) |

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号 経営状況分析を受けた機関の名称 _____

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

再審査の申立の対象となる当初経審に係る「経営規模等評価結果通知書・総合評
定値請求書」に記載された「通知番号」及び「通知年月日」を記入する

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

| | |
|----------------------|---------------|
| 審査結果の通知番号 | 審査結果の通知の年月日 |
| 第 00 - ●●●●●● 号 | 令和 年 月 日 |
| 再審査を求めめる事項 | 再審査を求めめる理由 |
| 令和8年7月1日施行の制度改正に係る事項 | 改正内容の適用を受けるため |

上記の文言を記入する

連絡先 _____

所属等 _____

氏名 _____

電話番号 _____

ファックス番号 _____

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 3 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 3 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 3 [1.該当、2.非該当]

| | | |
|-----------|-------------|-----------------|
| 技術職員数 (A) | 若年技術職員数 (B) | 若年技術職員の割合 (B/A) |
| (人) | (人) | |

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 3 [1.該当、2.非該当]

| | |
|---------------|-------------------|
| 新規若年技術職員数 (C) | 新規若年技術職員の割合 (C/A) |
| (人) | |

CPD単位取得数 4 6 3 5 10 (単位)

技術者数 11 15 (人)

技能レベル向上者数 4 7 3 5 (人)

技能者数 9 10 (人)

控除対象者数 15 20 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 3 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]

再審査の申立の対象となる当初経審において「1」又は「2」にて評価を受けていた場合、再審査の申立により配点の見直しは適用され、それぞれ5点減となる

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 3 [1.有、2.無] ← 該当する内容を記入する

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 3 5 (年)

| | | |
|--------------------|-------|------------|
| 初めて許可 (登録) を受けた年月日 | 休業等期間 | 備考 (組織変更等) |
| 昭和 年 月 日 | 年 月 日 | |

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 3 [1.有、2.無]

| | | |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 再生手続又は更生手続開始決定日 | 再生計画又は更生計画認可日 | 再生手続又は更生手続終了決定日 |
| 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 3 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 3 [1.有、2.無]

再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する

指示処分の有無 5 7 3 [1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 3 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 5 (人)

研究開発の状況

研究開発費 (2期平均) 6 1 3 5 10 (千円)

| | |
|----------|--------------------|
| 審査対象事業年度 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 |
| (千円) | (千円) |

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 3 5 (台)

「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」を追加する場合は左記機械を含めた台数を記入する
上記機械の追加がない場合は再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 3 [1.有、2.無]

再審査の申立の対象となる当初経審と同一の内容を記入する

ISO9001の登録の有無 6 4 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 3 [1.有、2.無]